

目 次

第 1 号 (9月4日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	4
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 諸般の報告	
	日程第4 議案第79号 令和8年度南越前町一般会計補正予算(第6号)	
	日程第5 議案第80号 令和8年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第3号)	
	日程第6 議案第81号 令和8年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第7 議案第82号 令和8年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)	
	日程第8 議案第83号 令和8年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
	日程第9 議案第84号 令和8年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)	
	日程第10 議案第85号 令和8年度南越前町下水道事業会計補正予算(第2号)	
	日程第11 議案第86号 令和7年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について	
	日程第12 議案第87号 令和7年度南越前町水道事業会計決算認定について	
	日程第13 議案第88号 令和7年度南越前町下水道事業会計決算認定について	
	日程第14 議案第89号 史跡仙山城跡ガイダンス施設の設置及び管理に関する条例の制定について	
	日程第15 議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	
	日程第16 議案第91号 工事請負契約の締結について	
	日程第17 議案第92号 工事請負変更契約の締結について	
	日程第18 報告第14号 令和7年度南越前町一般会計継続費精算報告書について	
	日程第19 報告第15号 南越前町の令和7年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について	
	日程第20 議案の常任委員会付託	
	日程第21 決算特別委員会の設置及び議案の付託	
8	散会	11

目 次

第 2 号 （9月7日）

1	出席議員	12
2	欠席議員	12
3	説明のための出席者	12
4	職務のための出席者	12
5	議事日程	12
6	本日の会議に付した事件	12
7	議事	
	開議	13
	日程第1 一般質問	
	城野 庄一	13
	熊谷 良彦	17
	清水 明菜	19
	坪川 伸理	23
	宮本謙太郎	28
	牧野 吉伸	30
	高谷 直樹	42
8	散会	48

目 次

第 3 号 (9月14日)

1	出席議員	49
2	欠席議員	49
3	説明のための出席者	49
4	職務のための出席者	49
5	議事日程	49
6	本日の会議に付した事件	50
7	議事	
	開議	51
	日程第1 議案第79号 令和8年度南越前町一般会計補正予算(第6号)	
	日程第2 議案第80号 令和8年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第3号)	
	日程第3 議案第81号 令和8年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第4 議案第82号 令和8年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)	
	日程第5 議案第83号 令和8年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
	日程第6 議案第84号 令和8年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)	
	日程第7 議案第85号 令和8年度南越前町下水道事業会計補正予算(第2号)	
	日程第8 議案第89号 史跡仙山城跡ガイダンス施設の設置及び管理に関する条例の制定について	
	日程第9 議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	
	日程第10 議案第91号 工事請負契約の締結について	
	日程第11 議案第92号 工事請負変更契約の締結について	
	各常任委員長報告	
	日程第12 議案第86号 令和7年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について	
	日程第13 議案第87号 令和7年度南越前町水道事業会計決算認定について	
	日程第14 議案第88号 令和7年度南越前町下水道事業会計決算認定について	
	決算特別委員長報告	
	日程第15 議案第93号 工事請負契約の締結について	
8	閉会	57

令和 8 年 9 月南越前町議会会議録

招集の告示 令和 8 年 8 月 1 0 日 南越前町告示第 1 2 1 号
招集の期日 令和 8 年 9 月 4 日
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 9 月 4 日 (金)

出席議員 (敬称略) 1 2 名

1 番 清 水 明 菜	2 番 宮 本 謙 太 郎	3 番 牧 野 吉 伸
4 番 高 谷 直 樹	5 番 谷 口 善 治	6 番 高 橋 宏 介
7 番 山 本 徹 郎	8 番 坪 川 伸 理	9 番 城 野 庄 一
10 番 大 浦 和 博	11 番 熊 谷 良 彦	12 番 喜 村 喜 代 治

欠席議員 (敬称略) なし

会議録署名議員 7 番 山 本 徹 郎 8 番 坪 川 伸 理

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名 (敬称略)

町 長 仲 倉 典 克		
副 町 長 松 村 仁 史		
総 務 課 長 初 一 剛	みらい創造課長	石 渡 貴 教
町民税務課長 布 川 名 都 子	こども・子育て応援課長	窪 田 靖 子
健康福祉課長 嶋 田 高 士	観光まちづくり課長	中 西 典 健
農林水産課長 山 本 智 美	建設整備課長	中 村 公 一

(教育委員会)

教 育 長 齋 藤 為 之	事 務 局 長 谷 口 英 博
---------------	-----------------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 關 敏 宏	書 記 安 達 由 理
--------------	-------------

議事日程 (別紙のとおり)

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第79号 令和8年度南越前町一般会計補正予算(第6号)

議案第80号 令和8年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第81号 令和8年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第82号 令和8年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)

議案第83号 令和8年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第84号 令和8年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)

議案第85号 令和8年度南越前町下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第86号 令和7年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について

議案第87号 令和7年度南越前町水道事業会計決算認定について

議案第88号 令和7年度南越前町下水道事業会計決算認定について

議案第89号 史跡杣山城跡ガイダンス施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第91号 工事請負契約の締結について

議案第92号 工事請負変更契約の締結について

報告第14号 令和7年度南越前町一般会計継続費精算報告書について

報告第15号 南越前町の令和7年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

議案の常任委員会付託

決算特別委員会の設置及び議案の付託

開 会
〔開会 午前10時00分〕

○議長（大浦和博君）開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

記録的な猛暑が続く中、先月30日、福井市、大野市、勝山市に警戒レベル5大雨特別警報が発表されました。これまでに経験したことがないような豪雨により、道路の冠水や住宅への浸水、農地への被害など、各地で甚大な被害が発生いたしました。

この夏は、全国各地で地震や集中豪雨が頻発しており、防災・減災への備えと、地域の安全・安心を守り抜く重要性を改めて強く認識いたしました。

ここに、被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

さて、本定例会には、令和7年度決算をはじめ、補正予算等の重要な案件が提出されております。議員各位におかれましては十分な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただ今より令和8年9月南越前町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

〔午前10時02分〕

会議録署名議員の指名

○議長（大浦和博君）本日の議事日程は、お手元の資料のとおりです。これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 山本 徹郎君、8番 坪川 伸理君を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長（大浦和博君）日程第2 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、去る8月10日と27日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（大浦和博君）議会運営委員長 12番 喜村喜代治君。

○12番（喜村喜代治君）議会運営委員会の報告をさせていただきます。

令和8年9月定例会の運営につきまして、去る8月10日及び27日に議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。当委員会で協議し、決定いたしました結果につきまして、ご報告をいたします。

会期につきましては、本日より14日までの11日間といたします。

議事日程につきましては、お手元の日程表のとおりです。

議員各位のご賛同とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（大浦和博君）お諮りいたします。ただ今の喜村委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から14日までの11日間としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大浦和博君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの11日間とすることに決定いたしました。

諸 般 の 報 告

○議長（大浦和博君）次に、日程第3 諸般の報告を行います。6月議会定例会以降に開催されました会議等については、お手元の「諸報告」のとおりです。

次に、監査委員から送付されました「例月出納検査の結果」についても、お手元の資料をご覧ください。これで、諸般の報告を終わります

議 案 の 上 程

○議長（大浦和博君）次に、日程第4 議案第79号 令和8年度南越前町一般会計補正予算（第6号）から日程第17 議案第92号 工事請負変更契約の締結についてまでの14議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明

○議長（大浦和博君） 仲倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和８年９月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

提案理由の説明に先立ちまして、私からも７月２８日に発生した熊本地震、そして、８月１３日に発生をした千葉豪雨において犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、謹んで遺族の皆様方にお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思っております。連日厳しい暑さが続き、避難所での生活や復旧活動も厳しい状況にあるということでもありますけれども、被災された方々のご健康と一日も早い復旧を心から願っております。

また、８月２７日の石川・富山両県における千年に一度といわれるような大雨、さらに８月３０日には福井市などでも「レベル５大雨特別警報」が発表、広いエリアで河川の氾濫や浸水などの被害があり、全国いつどこで、どのような災害が発生するのか、予測もつかない状況となっております。町といたしましても、緊張感をもって災害に備えるとともに、福井県と連携を図りながら、今ほど述べました被災自治体に対し、可能な限り支援に取り組んでまいりたいと思っております。

さて、今夏の町のイベントについてでありますけれども、「第３４回はすまつり」を皮切りに、６月２８日には「第２２回花はす早朝マラソン大会」、７月２５日には「河野夏まつり」をそれぞれ開催いたしました。なお、河野夏まつりにあつては、昨年度の子ども議会での中学生からの提案を受け、町内外の企業、団体、個人の皆様方から協賛をいただき、花火の打ち上げ数も大きく増やすことができ、例年以上の盛り上がりを実現することができました。これらイベントの開催にあたり、ご協力をいただきました地元の皆様をはじめ、多くの関係の皆様方に対し、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

また、町主催のイベント以外にも、８月２２日には、地元有志による「南条夏まつり」、８月２３日には、「花はすミュージックフェスティバル」が開催をされ、両日とも多くの方が来場し、大変な賑わいを見せていました。このほか、町内の集落

におきましても、町や地域を盛り上げようと町民の皆さんが協力をして、自主的にイベントを開催をしようとする姿が見られ、大変うれしく感じているところであります。町といたしましては、このように住民の皆さんがプレイヤーとなり、主体的に地域の活性化に取り組んでいける環境づくりが重要であると考えており、今後も、こうした活動に対し、精一杯支援をしてまいりたいと考えております。

さて、8月7日、2回目の取り組みとなります「子ども議会」を開催をいたしました。南越前中学校3年生の代表12人が議員となり、町に対する提言をいただいたところです。我々大人が持ち合わせていない大胆な発想で、昨年に続き、素晴らしい提案を数多くいただき、町の将来を担う中学生の皆さんが、この町をより良くしたいという思いが伝わり、大変頼もしく感じました。私といたしましても、いただいた提案をできる限り町政に活かしていきたいと考えたとともに、改めて、町の皆様が、夢と希望を持てるまちづくりを押し進めていかなければならないという、強い決意をしたところでございます。議員各位におかれましても、中学生の通告書作成の際におけるご助言や答弁の対応などいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは定例議会の開会にあたりまして、町政の諸課題および令和8年度9月補正予算案の概要について、説明申し上げます。

はじめに、防災・減災対策について申し上げます。災害時には、道路や現場の状況により、災害発生場所に近づくことができないことが想定されます。安全が確保された遠隔地からでも、被災状況の確認を円滑に行えるよう、職員のドローン操縦に必要な国家資格の取得を進め、災害対応体制の強化を図ってまいります。

次に、情報発信体制について申し上げます。これまでも、多くの方々から、本町は情報発信が不十分で、町のPRも弱いとのご指摘をいただいております。私といたしましても、改善が必要であると考えており、役場内に、横断的な組織である「情報発信強化委員会」を立ち上げ、SNSの活用について検討を進めてまいりました。今後、公式インスタグラムを開設し、子ども議会での提案も取り入れながら、情報発信体制の強化を行うとともに、公式ラインによる、町からのお知らせ発信の、充実化についても取り組んでまいります。

次に、公共交通安全対策について申し上げます。今年3月には、今庄駅における福井方面ホームへの新通路が完成したところでありますが、これに続き、敦賀方面ホームのバリアフリー化に向けた検討を進め、利用者の利便性向上に取り組んでまいります。

次に農林水産業の振興についてであります。近年、農林水産業に携わる方々の高齢化や担い手減少が大きな課題となっております。沿海市町で構成する「ふくい水産カレッジ」では、県内で漁業就業を目指す方の技能取得のための研修を行って

おりますが、新たに、町内で漁業就業を目指す方が研修されることになりましたので、町としまして、技能取得のための支援を行ってまいります。続いて特産品振興につきまして、町の特産品を活用した土産品等の新商品開発を行う事業者に対し支援を行い、さらなる南越前町の魅力づくりに取り組んでまいります。

次に、物価高騰対策について申し上げます。去る7月17日、はぴコインを活用したプレミアム付きデジタル商品券を30,800口発行したところ、7月24日には完売となり、多くの皆様方から好評の声や追加を希望する声をいただいているところであります。今回、プレミアム付きデジタル商品券を追加で発行し、町民の皆様や町内事業者に対するさらなる支援を行ってまいります。

最後に、公共施設の管理について申し上げます。今年4月に発生をした突風により倒壊した、花はす温泉そまやまの露天風呂外壁でありますけれども、現在は、応急的な復旧を行っている状態となっております。今回の補正予算で、本復旧のための実施設計を行い、令和9年度に本復旧工事を行う計画をいたしております。

また、施設の老朽化対策として、南越前文化会館の浄化槽設備、そして、今庄診療所と老人保健施設の高圧受電設備の修繕費用を計上をいたしております。町内の公共施設の多くは、完成から30年以上を経過し、今後も多額の維持管理費用が必要となります。6月にも説明をさせていただきましたが、現在、町内の公共施設に関する全体的な方針を定める公共施設等総合管理計画の改定作業を行っております。老朽化が顕著な施設、類似施設、利用率に課題がある施設など、そのあり方を見直していく必要があると考えており、必要とされる施設を活かし、南越前町としてふさわしい姿について、引き続き検討を進めてまいります。

このほか、政策目標を実現するための先進地視察にかかる費用や人事異動に伴う人件費の補正予算も計上致しております。

以上、予算及び事業について、ご説明を申し上げます。この結果、今回の一般会計の補正予算の規模は、2,807万3千円となり、本年度予算総額は、113億7,556万1千円となりました。事業の執行にあたりましては、国県支出金や交付税措置率の高い地方債を活用しながら、将来負担に配慮をした健全な運営に努めてまいります。

その他議案につきましては、それぞれ記載の理由に基づき提案いたしました次第であります。

なにとぞ慎重なご審議のうえ、妥当なご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長（仲倉典克君）降壇〕

○議長（大浦和博君）これにて、提案理由の説明を終わります。次に、日程第18 報告第14号 令和7年度南越前町一般会計継続費精算報告書についておよび日程第19 報告第15号 南越前町の令和7年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率については、お手元の資料をご覧ください。

質 疑

○議長（大浦和博君）次に、先ほど町長から提案理由の説明がありました、議案第79号 令和8年度南越前町一般会計補正予算（第6号）から議案第85号 令和8年度南越前町下水道事業会計補正予算（第2号）までの7議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大浦和博君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号 令和7年度南越前町各会計歳入歳出決算認定についてから議案第88号 令和7年度南越前町下水道事業会計決算認定についてまでの3議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大浦和博君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第89号 史跡杣山城跡ガイダンス施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから議案第92号 工事請負変更契約の締結についてまでの4議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大浦和博君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案の常任委員会付託

○議長（大浦和博君）次に、日程第20 議案の常任委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第79号 令和8年度南越前町一般会計補正予算（第6号）から議案第85号 令和8年度南越前町下水道事業会計補正予算（第2号）までの7議案および議案第89号 史跡杣山城跡ガイダンス施設の設置及び管理に

関する条例の制定についてから議案第 9 2 号 工事請負変更契約の締結について
までの 4 議案については、お手元の議案付託表のとおり各常任委員会に、それぞれ
審査を付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大浦和博君）異議なしと認めます。よって、議案第 7 9 号から議案第 8 5
号までの 7 議案および議案第 8 9 号から議案第 9 2 号までの 4 議案については、各
常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことに決定いたしました。

特別委員会の設置・議案の付託

○議長（大浦和博君）次に、日程第 2 1 決算特別委員会の設置及び議案の付託を
議題といたします。

お諮りいたします。議案第 8 6 号 令和 7 年度南越前町各会計歳入歳出決算認
定についてから議案第 8 8 号 令和 7 年度南越前町下水道事業会計決算認定につ
いてまでの 3 議案については、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による
決算特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大浦和博君）異議なしと認めます。よって、議案第 8 6 号から議案第 8
8 号までの 3 議案については、決算特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会
期中の審査を行うことに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩

〔休憩 午前 1 0 時 2 0 分〕

〔再開 午前 1 0 時 2 1 分〕

再開

○議長（大浦和博君）会議を再開します。

ただ今、設置されました「決算特別委員会」の委員長及び副委員長は、委員会条

例第8条第2項の規定により、決算特別委員会において、委員長 6番 高橋 宏
介君、副委員長 3番 牧野 吉伸君が互選されましたので報告いたします。

閉 議

○議長（大浦和博君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午前10時21分〕

第 2 号 9月7日(月)

出席議員(敬称略) 12名

1番 清水明菜	2番 宮本謙太郎	3番 牧野吉伸
4番 高谷直樹	5番 谷口善治	6番 高橋宏介
7番 山本徹郎	8番 坪川伸理	9番 城野庄一
10番 大浦和博	11番 熊谷良彦	12番 喜村喜代治

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長 仲倉典克	副町長 松村仁史
総務課長 初一剛	町民税務課長 布川名都子
こども・子育て応援課長 窪田靖子	健康福祉課長 嶋田高士
みらい創造課長 石渡貴教	観光まちづくり課長 中西典健
農林水産課長 山本智美	建設整備課長 中村公一

(教育委員会)

教 育 長 齋藤為之	事 務 局 長 谷口英博
------------	--------------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 關 敏宏

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

一般質問

開 議
〔開会 午前10時00分〕

○議長（大浦和博君）皆さん、おはようございます。

本日の出席議員数は12名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の資料のとおりです。

これより日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（大浦和博君）日程第1 一般質問を行います。

質問者及び答弁者をお願い申し上げます。

質問の内容は、重複及び後戻りせず簡潔に行い、通告以外の範囲にわたらないよう、また、答弁においても簡潔明快をお願いいたします。

一般質問は、一問一答方式または分割質問方式の選択制にしております。質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力、よろしくお願いいたします。

一般質問は、清水明菜君、宮本謙太郎君、牧野吉伸君、高谷直樹君、坪川伸理君、城野庄一君、熊谷良彦君の7名から通告がありましたので、お手元の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. 悪臭による生活環境への悪影響について

9番 城野庄一君。

〔9番（城野庄一君）登壇〕

○9番（城野庄一君）おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、分割方式での一般質問をさせていただきます。

まず、このたびの令和8年熊本地震及び令和8年8月千葉豪雨と北陸地方での豪雨災害でお亡くなりになられました方々に、衷心から哀悼の意を表します。

被災されました皆様には、心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い被災地の復旧、復興をお祈り申し上げます。

また、備えに対する情報発信がされてきておりますので、災害への備えをいま一

度我が身に置き換えて、備えを充実させていきたいと考えております。

それでは、質問に移らせていただきます。

現在、湯尾地区、特に旭区、燧区を中心として、悪臭による生活環境への悪影響が日々発生をしております。住民の皆様から早急な原因究明と対策が求められております。

また、この課題は過去にも住民が経験をしたことがあり、今回、二度目の課題となっております。

まず、悪臭について考えるとき、何が悪臭なのかを知る必要があります。現在、悪臭を明確に定義しているのは、悪臭防止法と各都道府県の公害防止条例です。

昭和47年に施行された悪臭防止法では、初めはアンモニアや硫化水素など5物質を悪臭物質として指定していましたが、何度かの法改正を経て、現在では22の物質が規制物質として指定をされております。

その中で、特に強烈な臭いを出す低級脂肪酸が4種類指定されており、主に畜産経営から発生することが多い物質であるとされております。

悪臭防止法や福井県公害防止条例に基づく規制基準を超える悪臭に対しては、悪臭を発生させる事業者が適切な対応を取らなかった場合に行政指導を行えますが、現在の悪臭の発生濃度は比較的低濃度で、悪臭防止法に定められた敷地境界線における測定結果を超える基準の例はあまり見られませんでした。

現在の悪臭問題については、湯尾地区住民から事業者に対して、課題提起後の脱臭対策設置後でも、敷地境界内においての定期的な臭気測定結果は毎回規制基準値以下との報告をいただいております。

しかし、住宅地では頻繁に悪臭を感じており、臭気測定結果と実際に生活をしている住民の皆様との感じ方に大きな開きがあります。

なぜ臭気測定下限値以下の状況で、悪臭が住宅地で発生するのかが理解できない状況が継続しておりました。

そこで、湯尾地区住民の皆様に対し、アンケートの実施により、住民皆様の悪臭に対する実態解明の取組をスマートフォン等を活用した悪臭感知場所、時間、レベルの情報と気象データの活用による悪臭の場所、時間の見える化を行って情報の発信を行い、臭気測定結果と実際に生活している住民の感じ方に大きな開きがあることを文書化し、回覧板等を活用して周知徹底を図りました。

こういった状況を踏まえて、7月の23、24日に町と県が手配をされました一般財団法人畜産環境整備機構に依頼をし、現地確認を実施していただき、施設の状況や地形条件、それによる臭いの違いなどを確認をしていただきました。

このような現状の中、生活環境の悪化に対する事業者の対応、対策が後手になっ

ている。また、数値基準が優先され、事業者と住民との間の信頼感の希薄化により問題解決が長期化している中、今回の現地確認結果を踏まえ、今後の町の対応、取組についてお伺いをいたします。

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君） それでは、城野庄一議員の一般質問の悪臭による生活環境への悪影響について答弁をさせていただきます。

湯尾地区における採卵養鶏場の稼働以降、近隣で発生している悪臭問題につきましては、私も重い課題であると認識をいたしております。

この養鶏場は、湯尾地区と事業者との合意の下で建設された施設であり、問題解決に向けては、当事者間で誠意のある話し合いが進められ、円満な収束を図ることが重要であると考えております。

一方で、町といたしましては、住民の皆様方の生活環境を守るため、これまで事業者に対し、住民への丁寧な説明と対応、そして実効性のある防臭対策を強く要望をしてまいりました。

さらに、事業者の誘致に関わったＪＡ越前たけふに対しましては、私より直接全国に広がる組織を生かして、前面に立って事業者とともにこの問題の解決に当たるよう要請をしてきているところであります。

引き続き、事態の解決に向け、町といたしましても、でき得る限りの対応に尽力をしてまいります。

今後の取組につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（大浦和博君） 石渡みらい創造課長。

○みらい創造課長（石渡貴教君） それでは、私から、今後の取組等につきましてお答えさせていただきます。

事業者におきましては、これまで脱臭対策設備の設置や定期的な臭気測定により、規制基準を遵守してきており、現時点で行政指導を行う状況にはございません。

しかし、数値は基準内であるという事実と、住民の皆様が日々の生活の中で強い臭気を感じているという現実の間には大きな乖離が存在することも理解しており、単に基準をクリアしているから問題ないという認識にとどまることなく、町としてでき得る対応を進めてまいります。

こうした中、先般、一般財団法人畜産環境整備機構に対し、養鶏場の状態そのものに加え、周辺の地形条件や気象変化、風向による臭気の移動経路について専門的な見地から調査・確認いただきました。

その結果、事業者側では高いレベルの臭気対策は施されているものの、気象条件や夜間の大気層の影響により、臭気が拡散、希釈されずに塊となって住宅地に流れることで、スポット的に強く感じるエリアが発生するという見解と、臭いの移動経路と推察される位置を示していただきました。

これらを踏まえまして、空気を拡散させるための設備の設置であるとか、臭気の通り道を遮蔽するといった対策案を提示いただきましたので、費用負担や構造上の課題はございますが、取組可能な対策を早期に施せるよう、事業者と話し合いを進めております。

また、客観的に臭気を評価するために、福井県と連携の上、住宅地周辺における臭気測定を計画しており、測定器の準備や関係者との調整が整い次第、速やかに実施いたします。

この問題の解決には、事業者と住民の皆様との信頼関係の成熟が必要不可欠です。町としましては、引き続き事業者に対しまして、これまで以上に誠意を持って住民との話し合いや情報共有に努めることで信頼関係を築き、早期の問題解決に取り組むよう要請してまいります。

臭いは目に見えず、気象条件によって変動するため、一朝一夕に解決できる問題ではございませんが、県や専門機関と強固に連携し、事態の改善に向けて努力してまいります。

○議長（大浦和博君）城野庄一君。

○9番（城野庄一君）今回の質問を通じて感じたことではございますが、近江商人の商売十訓のうち一番初めの言葉が、近江商人の「三方よし」という言葉です。商売は自分たちだけがよい思いをするのではなく、世のため人のためを方針にすることで自分たちの利益が生まれるという考え方に共感ができ、大切にすべきことだと感じました。

町と県によります連絡を密にした指導により、対策が順調に進み、効果が早く実感できることを期待申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大浦和博君）これにて城野庄一君の質問を終わります。

次に、

１．未来へ繋がる森林構想について

１１番 熊谷良彦君。

〔１１番（熊谷良彦君）登壇〕

○１１番（熊谷良彦君）議長のお許しをいただきましたので、分割方式で一般質問をさせていただきます。

私からは、未来へ繋がる森林構想について質問させていただきます。

南越前町は、約９２％を森林が占める森林資源に大変恵まれた町です。しかし、人口減少や高齢化、不在林家による相続問題及び林業従事者の減少などから、森林を守り育てることが年々難しくなっております。こうした課題は今後さらに深刻化し、これまでどおり各森林所有者だけで森林を維持していくことには限界が来ていると感じております。

そのような中でも、南越前町には全国に誇れる取組があります。地域住民によるコミュニティ林業や森林境界の明確化事業及び町内間伐材を活用した魚礁の設置など、山から海へという森林資源の循環を実践する先進的な取組も行われておりました。また、公共施設への県産材利用なども着実に進んでおります。

しかし、これらの施策は個別事業として実施されているものの、５０年、１００年後の森林をどう残していくのかという長期ビジョンは示されておられません。森林は数年で成果が出るものではなく、５０年、１００年前に植えられた木を私たちが利用し、今植える木は５０年、１００年後の世代へ受け継がれていくものです。だからこそ、森林行政には長期的な視点が必要ではないでしょうか。

現在、国では、森林経営管理制度が平成３１年に整備され、市町村が森林所有者から経営管理を受託し、適切な森林は林業経営体へ再委託する仕組みが構築されております。また、森林環境譲与税も各自治体へ配分され、森林行政を進めるための制度や財源も整いつつあります。これらを単なる森林整備事業に活用するだけではなく、森林経営戦略の一つとして位置づけていくことが重要ではないでしょうか。

先進事例として、岡山県西栗倉村では、「百年の森林構想」を掲げ、森林所有者から森林を預かり、地域全体で森林を管理する仕組みを構築しております。その結果、林業振興だけでなく、雇用の創出や木材利用の促進、地域ブランドの確立にもつながっております。森林を守るだけでなく、地域を支える財産として生かしている点が非常に参考になる事例です。

私は、南越前町も同様に、森林の特区構想のようなものを策定し、森林を町の資源として、また基幹産業として位置づけるべきではないかと考えております。

例えば森林の所有と経営を分離し、町・森林組合・地域団体が連携して森林管理を一元化する仕組みづくり、地域林業会社や地域森林組合など新たな担い手の育成、町産材利用のさらなる推進、学校教育と連携した木育、ドローン空撮を利用した画像の利用、さらには第三者機関が審査して証明する森林認証制度やカーボンクレジット、森林ツーリズムや新たな森林産業の創出など、南越前町には取り組むべきテーマが数多くあります。これらを個別に進めるのではなく、一つのビジョンとして整理し、総合的な森林政策として推進することが重要だと考えております。

森林は、防災、水源涵養、木材生産、二酸化炭素対策、生物の保全、観光資源など、多面的な機能を有しております。森林への投資は、林業だけではなく、防災や環境、教育、観光、地域振興など、町全体の将来への投資でもあります。これらの施策は獣害対策にも寄与します。また、稼げる林業にもつながっていきます。町土の92%を占める森林をこれからどのように未来へ引き継いでいくのか。その方向性を今示すことが、将来世代に対する私たちの責任ではないでしょうか。

そこでお伺いをいたします。南越前町として、50年、100年後を見据えた森林ビジョンを策定し、森林特区構想のような長期的・総合的な森林政策を推進する考えはあるのか。森林環境譲与税や森林経営管理制度を最大限活用し、行政、森林組合、地域住民、企業、教育機関が連携した新たな地域経営モデルを目指すお考えはあるのか。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君） それでは、熊谷議員の未来へ繋がる森林構想についての質問にお答えしたいと思います。

森林政策は、私の政治活動におけるライフワークであり、これまでも福井県政の先頭に立って取り組んでまいりました。

面積の約92%が山林である本町におきまして、森林は町の重要な財産であり、活用期を迎えている今、人材の確保・育成、積極的な利活用による収益構造の改善などを森林政策として進めていく必要があります。

こうした思いを持つ中で、先般、まちづくりに森林を活用し、人材の確保や新規産業の起業などの先進的な取組を行っている岡山県の西栗倉村に森林組合とともに視察に伺ってまいりました。多くの地域おこし協力隊を採用して、地域資源を活用し、そしてまた、事業の自立支援や企業研修を受けつつ事業継承を目指す者への支援など、参考にすべき事業がたくさんございました。

当町といたしましても、中・長期的な森林ビジョンを来年度中に策定をいたします。現在進めている境界明確化や間伐材の搬出を強化するとともに、木質バイオマス事業をはじめとした南越前町ならではの利活用の推進、移住政策と関連づけた人材の確保・育成、さらに起業者支援などの施策を一体的に検討を進め、一步踏み込んだ、本町にふさわしい森林活用モデルを構築してまいります。

○議長（大浦和博君）熊谷良彦君。

○11番（熊谷良彦君）私の質問に対し前向きな回答をいただき、誠にありがとうございました。

今ありましたように、92%にもなる森林を将来大変な厄介ものにするのか、町の活性化の一部とするのかは、今の我々にかかっていると思います。

私の提言を少しでも前向きに捉えていただきまして、町の将来に資するものにしていただきますよう心からお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大浦和博君）これにて熊谷良彦君の質問を終わります。

次に、

1. 山・海・里の特性を活かしたマルチワークの推進と特定地域づくり事業協同組合導入による持続可能な地域雇用の創出について

1番 清水明菜君。

〔1番（清水明菜君）登壇〕

○1番（清水明菜君）議長より許可をいただきましたので、私より一般質問をさせていただきます。

山・海・里の特性を活かしたマルチワークの推進と特定地域づくり事業協同組合導入における持続可能な地域雇用の創出について、分割方式にて質問させていただきます。

我が南越前町は、花はすをはじめとする豊かな農業と交通アクセスに優れた南条、歴史ある宿場町と山々の恵みを抱く今庄、そして、美しく広大な日本海と豊かな漁場を有する河野の3地区が融合した極めて多彩で魅力的な地域です。

しかしながら、各地区の根幹を支える農林水産業や観光業は、いずれも季節による繁忙期の波が大きく、通年雇用はできないという共通の課題を抱えています。

例えば春から夏にかけては、お米づくりのスタートである田植、河野地区におけ

る梅の収穫・販売、定置網などの漁港や海水浴場・観光施設の営業、旅館業、南条地区における花はすの栽培・出荷や、観光施設、宿泊施設の営業が多忙を極めます。秋には、高品質なお米の収穫やそばの収穫、今庄地区におけるつるし柿の加工・出荷作業などがピークを迎えます。冬に入れば、除雪関連の業務や今庄地区におけるスキー場の運営、地酒の寒造り、河野地区における越前水仙の収穫・出荷、さらには越前ガニをはじめとする冬の味覚を求める観光客への対応など、年間の労働需要は時期と場所によって目まぐるしく変化しております。

また、南越前町の面積の約92%は森林のため、年間を通じてスギやヒノキを中心とした林業・木材産業、森林整備が行われております。梅園の手入れ、ハスの手入れ、越前水仙の手入れ、お米づくり、野菜づくりに欠かせない土づくり、畑の手入れなど、年間を通じてスケジュール化できる、やるべきことが多数あります。

しかしながら、現在、各事業者や生産現場では少子高齢化に伴う深刻な人手・継承者不足に直面しており、繁忙期に必要な人材を確保できず、事業の縮小や伝統的な産業の維持断念を余儀なくされるケースも懸念されます。

こうした季節ごとの人材需要の偏りを解決し、年間を通じた安定雇用を創出する画期的な取組として、国は令和2年度より特定地域づくり事業協同組合制度を創設いたしました。

この制度は、複数の事業者で協同組合を設立し、職員を無期雇用（月給制）で雇い入れた上で、時期に応じて町内の事業所に派遣するマルチワーカー（複業人材）を育てる仕組みです。本来であれば、国の許可が必要な労働者派遣事業ですが、特例で届けのみで行うことができるようになります。

また、国からの財政支援が受けられるほか、若者や移住希望者にとっても年間を通じて安定した身分と給与が保証されるため、地域おこし協力隊の任期後の定着や、Uターン促進の有力な選択肢として全国の自治体で導入が進み、既に全国で146の組合が認定・発足しております。

山・海・里という異なる季節需要が見事に組み合わせる我が南越前町こそ、この制度の効果を最も発揮できる絶好のフィールドであると考えます。

南越前町の持続的な産業振興と若者の移住・定住促進に向けて、特定地域づくり事業協同組合の立ち上げは、町の人手不足解消と通年雇用の創出に極めて有効と考えます。

その点を踏まえ、以下の2点について伺います。

1. 南越前町における特定地域づくり事業協同組合制度の導入の可能性と、産業振興及び若者定住に向けた町の見解

2. 制度導入に向けた具体的な第一歩として、商工会や農協、漁協、観光連盟等

と連携した町内事業者の季節雇用・人手不足の実態把握や、事業者向けの勉強会・説明会などを開催し、国の支援を活用しながら伴走支援を行うお考えがあるか、伺います。

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君） それでは、清水議員の特定地域づくり事業協同組合の導入についてのお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

特定地域づくり事業協同組合制度は、過疎地域における人口減少への対応や、産業の担い手を確保する上で、非常に有効な手法であると認識をいたしております。

この議員立法として発議されるなど、本法案の立役者であられました故細田博之元衆議院議長、これは島根県選出の国会議員でありますけれども、私自身も先生から直接ご指南をいただいた経緯もございまして、以前から強い関心を寄せてまいりました。

本制度の最大の強みは、季節による労働力の過不足を解消し、年間を通じた安定雇用を創出できる点にあり、これにより地域への移住・定住を促進し、地域産業の維持・振興に大きく寄与するものと考えております。

先月、本制度を導入し、移住者の雇用創出と事業者の人材不足解消を両立をさせている奈良県の川上村の特定地域づくり事業協同組合を視察をしてまいりました。

現地では、林業や観光業など19の事業者が組合に参画をし、柔軟な人材派遣によって経営の安定化を図っておられます。また、これまでに移住者を含め15名の人材を雇用し、そのうち7名が派遣先の事業者において直接雇用に至るなど、確かな実績を上げておられました。

改めて、地域が抱える担い手不足と移住者の仕事の確保に対し、大きな効果が期待できる制度であると認識したところであります。

今後は、農林水産業や商工業など、関係団体や各事業者の皆様方と意見交換を行い、本町の産業構造や求人ニーズに適合できるかどうか、その実現の可能性についても見極めをしていくとともに、事業への参画に意欲的な事業者がいれば、積極的に応援をしてまいりたいと考えております。

○議長（大浦和博君） 石渡みらい創造課長。

○みらい創造課長（石渡貴教君） それでは、私からは、2つ目のご質問の制度導入

に向けた具体的な一歩ということでお答えさせていただきます。

本制度につきましては、産業の維持と移住者の定着に資する貴重な取組であると認識しておりますが、一方で、導入に当たっては克服すべき課題も存在しております。

具体的には、組合を維持・運営するため、強いリーダーシップで組合を牽引する人材の確保をはじめ、派遣先事業者との緻密な調整、派遣がない期間における休業補償といった経営上のハードル、さらには組合設立に向けた機運の醸成、ニーズの集約、合意形成には一定の時間とプロセスを要します。

また、全国の自治体におきましても、雇用者の住居の確保や、マルチワーカーの採用の難航、年間雇用の不足による不安定な収入、財政難など、多くの課題も見えてきております。

中には、これらの課題が解決できずに、組合設立から数年で解散に至ったケースも報告されており、その主な要因は、現場における季節雇用や人手不足の実態、将来的な地域情勢の変化などを正確に捉えきれなかったこと、また、行政主導による事業者との合意形成の欠如が挙げられております。

こうした教訓を踏まえまして、本町におきましては、机上の検討にとどまらずに、制度に対する理解を深めるとともに、課題の解決手法を見据えた上で、慎重かつ着実に進めることが重要であると考えております。

本町での将来的な制度導入に向けまして、現在、福井県の特定地域づくり事業協同組合制度支援員に対しまして、検討から準備、設立に至るまでの総合的な支援を依頼しており、年内には職員向けの勉強会や優良事例の視察研修を行う方向で調整に入っております。

これらを踏まえまして、今後は農林水産業や商工観光事業者をはじめとする関係団体へのヒアリングや実態調査、さらには事業者向けの勉強会や説明会を検討してまいります。

なお、推進に当たりましては、国の支援制度であるとか外部専門機関も活用しながら、立ち上げから運営まで関係団体と一体となった伴走支援体制を構築していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大浦和博君） 清水明菜君。

○1番（清水明菜君） 仲倉町長並びにみらい創造課石渡課長より本制度の意義を深くご理解いただき、先日、町長のSNSでも拝見させていただいておりました、奈

良県川上村への視察をはじめ、県内の支援員の活動量や年内の職員勉強会、事業者へのヒアリングや説明会の実施など、極めて具体的かつ前向きなご答弁をいただきましたことに、心より敬意と感謝を申し上げます。

石渡課長のご答弁にありましたとおり、全国ではリーダーシップの確保や事業者の合意形成の不足、住居の確保などによる解散事例があることも事実であります。ですから、慎重かつ着実なステップを踏むという姿勢は、まさに的を射たものと受け止めました。

南越前町には、山・海・里の豊かな自然と誇るべき伝統産業や食の魅力があります。こうした南越前町の豊かな資源に憧れて訪れる意欲ある方々を地域全体で迎え入れる受皿をしっかりと整え、一過性の滞在にとどまらず、末永くこの南越前町に定住・定着していただくことが人口の減少に立ち向かう鍵であると考えております。

単独の事業者では抱えきれない雇用や暮らしの課題も、協同組合という地域ぐるみの受皿があれば克服できるのではないのでしょうか。南越前町が誇る山・海・里の宝を次世代へと受け継ぎ、持続可能な雇用と若者の定住を生み出すモデルケースとなるよう、町と民間事業者が一丸となって進んでいくことを強く要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大浦和博君）これにて清水明菜君の質問を終わります。

次に、

１．避難所運営について

８番 坪川伸理君。

〔８番（坪川伸理君）登壇〕

○８番（坪川伸理君）それでは、議長の許可をいただきましたので、一問一答方式にて、避難所運営について確認させていただきます。

本年７月の熊本地震、８月の各地での豪雨災害等の報道を見ておりますと、避難所運営について若干疑問を感じました。

それは、内閣府の防災担当が発しております「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、これが令和６年１０月に改定されて、３０ページほどの内容で出ております。

そこで、今回の報道を見ると、この指針に沿った運営がされていないのではないかという疑問を感じました。

そこで、当町の災害時の避難所運営について確認させていただきます。

まず１つ目、スフィア基準に沿った避難所運営マニュアルを作成、訓練していま

すか。

福祉避難所開設時期、同様に運営マニュアルを作成、また訓練していますか。

それと、避難所となる建物には冷暖房のない箇所はありますか。

もしこの冷暖房設備がない場合、そういった設備の設置予定はあるのでしょうか。

また、避難所開設時に避難所の鍵を持っている所有者が間に合わないということを想定した対策を講じていますでしょうか。

さらには、避難者受付の際に、マイナンバーカード等を使用した本人確認システムは今既に用意されているのでしょうか。

ご答弁をお願いいたします。

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君） 登壇〕

○町長（仲倉典克君） それでは、坪川議員の避難所運営についてのご質問にご答弁申し上げたいと思います。

国では、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を示し、避難者の健康の維持、プライバシーの確保、衛生環境の向上、要配慮者支援などの充実を求めています。

本町におきましても、この指針の趣旨を踏まえ、避難者一人一人の尊厳が守られる避難所運営に取り組んでいるところであり、今後も避難所の生活環境の向上に努めてまいりたいと思います。

なお、個別具体的な取組状況につきましては、担当課長から答弁申し上げます。

○議長（大浦和博君） 初一総務課長。

○総務課長（初一 剛君） それでは、私のほうから、具体的な取組状況についてお答えいたします。

まず、避難所の運営についてであります。坪川議員ご指摘のとおり、避難者1人当たりの居住面積や給水量、トイレの数など、国際的な人道支援の指標としてスフィア基準が示されております。

本町の避難所運営マニュアルには、これらの数値の記載はございませんが、簡易トイレの備蓄ですとか給水能力の高い給水車の配備に関しましては、スフィア基準を参考として整備を進めているところでございます。

今後は、これらの設置訓練を行いながら、実効性を高めていきたいと考えており

ます。

次に、福祉避難所の開設についてであります。本町では原則、災害発生直後は一般の指定避難所へ避難していただき、心身の状況に応じて、一般の避難所での生活が困難と判断された要配慮者を対象に、公的な医療福祉施設において福祉避難所を開設することとしております。

福祉避難所の運営マニュアルは、令和6年4月に作成したところであり、本年度実施予定の総合防災訓練において福祉避難所の開設運営に係る訓練も行いながら、要配慮者の皆様が安心して避難できる体制の充実に努めてまいります。

次に、避難所の冷暖房設備についてであります。本町には指定避難所が20か所ございます。このうち、常設の冷暖房設備のいずれもそろっていない建物が2か所ありますが、災害時の気象条件ですとか避難所の利用状況に応じて、スポットクーラーや移動式暖房機器を配置することとしており、避難者が安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。

次に、避難所開設時に鍵所有者が間に合うのかという点についてですが、町では住民の皆様の安全確保を最優先で対応しており、まず職員が参集し、施設の安全確認や受付体制の整備、資機材の設置など、避難者を受け入れるための準備を整えた上で開設することとしておりますので、鍵の所有者が指定避難所開設時に間に合わないということは想定しておりません。

一方、災害の状況によりましては、住民の皆様の避難を急ぐ必要があることから、平時の際から災害対策本部、施設管理者及び避難所担当職員との連絡手順を明確にして、初動対応に支障が生じないように努めてまいります。

次に、マイナンバーカードを活用した本人確認システムについてですが、カードを保有していない方ですとか、緊急時にはこれらを携行していないということも想定される問題もありますので、現時点では配備はしておりません。

しかしながら、受付事務の効率化や避難者情報の正確な把握に有効な手段であるとも認識しておりますので、今後、紙による従来の受付手法に加え、マイナンバーカードやスマートフォンを活用した受付システムの導入についても研究してまいります。

以上です。

○議長（大浦和博君） 坪川伸理君。

○8番（坪川伸理君） ありがとうございます。

どれもマニュアルをつくって終わりではなく、本当に実践訓練をいかにこなすか、

そして、またそこでどうしても課題が出てきますので、その修正マニュアル、そして訓練、これの繰り返しだと思います。

理事者の皆さんも大変忙しい毎日を過ごされておられますけれども、ぜひともこういった訓練を欠かさずお願いしたいと思っております。

次に、お伺いいたしますが、まず、避難所の開設当初から、簡易ベッドやパーティション等を設置する対応は取れているのでしょうか。

また、熊本地震において、台湾から提供されたような屋内ドームテントなどは備品として備えられているのでしょうか。

それともう一つ、今回熊本地震でも問題になりましたが、在宅避難者、そして車中泊対応者の方々です。こういった在宅避難者や車中避難者対応マニュアルというのは作られておられるのか。また、それを基に訓練をされているのか、お伺いいたします。

○議長（大浦和博君） 初一総務課長。

○総務課長（初一 剛君） 本町では、避難所における生活環境の向上を図るため、簡易ベッドとパーティションにつきましては、令和4年度に各200基を購入し、必要に応じて指定避難所に迅速に配備できる体制を取っております。

これらは避難生活を送るための重要な資材であると考えておりまして、総合防災訓練の避難所開設訓練の中でも、組立てですとか設置訓練等を実施し、災害発生時に速やかに活用できる体制づくりに努めております。

次に、坪川議員ご指摘の屋内ドームテントについてですが、本町では保有しておりません。

プライバシー確保という点に関しましては、既に備蓄しているパーティションを活用して対応することとしております。

次に、在宅避難者、また車中避難者対応についてお答えします。

近年の災害におきましては、避難所への避難だけでなく、自宅のほうが安心できるということから、自宅での生活を継続する在宅避難者や、プライバシー確保などの観点から、車中泊を選択する避難者が増加しております。

一方で、在宅避難や車中泊避難は、避難所と比べまして行政からの支援情報が届きにくい。また、食料・飲料水などの支援物資の受け取り面ですとか健康状態の把握などが難しいということがありまして、災害関連死の防止ですとか配慮者支援の観点からも重要な課題となっております。

本町では、現時点では在宅避難者や車中泊避難者に特化した対応マニュアルとい

うのは整備しておりませんが、今後増えることを想定し、避難者の把握方法ですとか支援物資の配布体制、健康確認の方法などにつきまして検討を進め、また、国・県の指針も参考にしながら、実効性のある体制の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（大浦和博君） 坪川伸理君。

○8番（坪川伸理君） ありがとうございます。

ぜひこの避難者、私たちもいつなるか分からない状態ですから、少しでも安心して避難できる場所があるというのは心のよりどころともなりますし、その後の生活再建への意欲にもつながってくると思います。

報道であったような雑魚寝は、せいぜい一日二日が限度です。やはり初日からきちんとプライバシーを確保されて、また、防犯面でも安心のできる体制を構築していただきたいなと思っています。

この内閣府の防災担当では、約90ページぐらいの取組事例集等も公表しております。それもカラー写真付で非常に分かりやすい状態ですし、中には古いなと思うようなデータもありますけれども、そういったことをぜひ参考にさせていただいて、この平時のときにマニュアル、そして訓練といった体制整備を進めていただきたいと思っています。

過去にあさま山荘事件を担当した佐々淳行さんが生前おっしゃっていた言葉があります。「平時には最悪を想定しろ。有事は楽観的に動け」と。平時にどれだけ最悪を想定できるか、そして有事には、想定して用意したものを活用して楽観的に動くことが必要だということを生前おっしゃっておられました。これは、やはり災害という緊急体制の中で必要な心構えだと思いますので、ぜひまた、皆さんにはお願いしたいと思います。

そして、一番最後をお願いしたいのは、この令和4年の水害を経験されておられますけれども、一番大変なのは、今ここにいる、その場での各部門での責任者となる皆さん含めて理事者側の疲弊が一番問題になってきます。やはりその交代も含めて、給与体制、そういったマニュアルもきちんと作っておいていただけないと、住民の救助どころか自分も助けられないということになりますので、その点も今後マニュアルの策定等をお願いしたいと思っています。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大浦和博君） これにて坪川伸理君の質問を終わります。

次に、

1. 河野地区水産業の担い手の支援について

2 番 宮本謙太郎君。

〔2 番（宮本謙太郎君）登壇〕

○2 番（宮本謙太郎君）議長のお許しが出ましたので、分割方式にて質問させていただきます。

1. 河野地区水産業の担い手の支援について

河野地区の水産業は、大型定置網漁業が基幹産業となっており、江戸時代から地区の生業として栄えてきました。河野、今泉、甲楽城、糠地区で3つの定置網組合が組織され、資源管理と安全に配慮しながら操業が行われています。

定置網漁は環境負荷が少なく、地球環境に寄り添った持続可能な漁業であります。

魚を追わないため、燃料消費、CO₂排出が少ない。回遊魚の一部のみを漁獲するため乱獲になりにくい。海底を引きずらないため海底環境を破壊しないなどの特徴があり、この漁業を衰退させず、地域の重要な産業として次世代へ残していかなければなりません。

しかしながら、乗組員の確保が極めて困難な状況にあります。河野村漁協を中心とした求人や水産カレッジの受入れを行っているものの、定着に至るには苦労を重ねています。

町外や県外などの就業希望がある一方で、住む場所の選択肢が乏しく、十分な住環境が整っているとは言えない状況があります。そのため、住まいの確保がネックとなって採用を断念させざるを得ないケースもあり、人口規模が小さく、単体では十分な対策が打てない河野地区にとっての担い手不足は死活問題です。

そこで、町内にある増加傾向の空き家を新規乗組員の住宅として活用することは、漁業の担い手確保に直結するだけではなく、働き手を世代ごと地域に定着させ、集落の消滅を防ぎ、コミュニティの機能を維持するという過疎化対策の歯止めにもなると考えています。

また現在、河野地区では40代の若手漁師たちが中心となり、河野活性化に向けたプロジェクトに精力的に取り組んでいます。具体的には、海底熟成酒や海沿いでのバーベキューイベントなど、地域資源を生かした新しい挑戦を次々と形にしています。

今後は、養殖や加工品業などのブランド化も視野に入れていますが、限られた人口と小規模な地域力だけでは限界があります。行政の力強いバックアップが不可欠です。

そこでお聞きします。町内の空き家を新規乗組員の住宅として有効活用するための仕組みづくりと、若手による活性化の取組に対する具体的な支援について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君） 登壇〕

○町長（仲倉典克君） それでは、宮本議員の水産業の担い手の支援についてのご質問に対してお答えをさせていただきます。

河野地区の大型定置網の乗組員不足につきましては、6月の各定置網組合と行った意見交換において、住居の確保や冬期間の収入の確保、安心して働ける環境づくりのための就業規則の必要性など、多くのご意見をいただいたところでございます。

その中でも、生活の基盤となる住居の確保は、優先して解決していくことが重要であると考えております。町は個人に対する空き家の購入や家賃への補助を行っておりますけれども、定置網組合自らが組合員への賃貸用として空き家を所有することに対しましても、その支援について検討を始めたところであります。

河野地区活性化プロジェクトにつきましては、養殖や水産加工などへの取組や、ふるさと納税の返礼品や観光土産品への充実など、町の活性化にも寄与するものと大いに期待をいたしており、新たなチャレンジが具体化した段階で、前向きに支援を検討させていただきます。

詳細につきましては、担当課長のほうから答弁申し上げます。

○議長（大浦和博君） 山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本智美君） 私のほうからは、現在の状況と取組についてお答えいたします。

大型定置網組合の乗組員は、各集落内から希望者を募り、乗組員を決定しております。現在は希望者が減少し、地区外から乗組員を募集している状況です。

乗組員が2名不足している糠定置網組合や、平均年齢が53.5歳となっている甲楽城定置網組合については、乗組員を継続的に募集しております。

また、就業及び離職状況については、過去5年間で22名が就職をし、9名が離職しております。定着率は59%であり、なかなか定着させることが厳しい状況でございます。

定着率が低い原因の一つとして、住居問題だと考えております。町といたしまし

ても、就業者に空き家の賃貸料や購入のための支援制度を周知するとともに、定置網組合が空き家を利用しながら、新規就業者を受け入れできる体制を漁業関係者と協議してまいります。

また、河野地区活性化プロジェクト委員会が検討を進める養殖や水産加工の取組については、令和6年度から先進地視察を行っております。

養殖業については、勝山市のサーモン養殖施設を見学し、養魚の管理方法や養殖期間などについて確認いたしました。

また、加工・販売は、高浜町の海業モデル地区を視察させていただき、河野地区にふさわしいイベントとして、海鮮バーベキューやフリーマーケットなど、にぎわい創出活動を行っております。

現在も月1回の会議を開催し、地域のにぎわい活動や新規起業に向けた検討を行っており、町も会議に参加する中で情報の提供や助言などを行っております。

今後も、新たなチャレンジの具体化に向け、継続的に協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大浦和博君） 宮本謙太郎君。

○2番（宮本謙太郎君） どうも分かりやすく、前向きな回答をありがとうございました。今後もよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大浦和博君） これにて宮本謙太郎君の質問を終わります。

次に、

1. らくらくおでかけバスの土日祭日運行について

1. 今後、児童数の大幅な減少が見込まれる町内の小学校の教育について

1. 教育委員会の事業として行われているキャリアチャレンジ14について

3番 牧野吉伸君。

〔3番（牧野吉伸君）登壇〕

○3番（牧野吉伸君） 議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

最初に、らくらくおでかけバスの土・日、祝日運行はできないのかということについて質問をさせていただきます。

らくらくおでかけバスにつきましては、町内なら1乗車100円という金額で乗合い送迎をしてもらえるということで、町民の方からも好評の声を多く聞いているところです。

しかしながら、運行については平日のみとなっております。「土日・祝日も運行してほしい」という高齢者の方からの声が私のところにも何件か届いております。

これから高齢化がますます進むと、自動車を運転できる方がいない高齢者だけの世帯はますます増えてきます。土日祝日であっても移動する必要性は出てまいります。

そこでお伺いいたします。

らくらくおでかけバスの土日祝日運行はできないのかということについてお伺いいたします。

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君） それでは、牧野議員のらくらくおでかけバスの土日祭日運行についてのお尋ねにつきまして答弁をさせていただきます。

買い物や通院、日々の社会参加など、移動の必要性は曜日を問わず存在するものであると捉えており、特に高齢化が進展をする本町においても、公共交通による住民の移動手段の確保は重要な課題の一つであると認識をいたしております。

らくらくおでかけバスにつきましては、令和5年の本格運行から3年が経過をし、利用者が着実に増加する中で、土日・祝日の運行を求める意見があることも承知をいたしております。

運行体制の見直しにつきましては、地域公共交通会議において、関係者の了解が必要なほか、運行事業者における人員や体制の確保、さらには運行日の増加に伴う財政負担など、持続可能な運営に向けた課題がございます。

今後、現状の利用状況やニーズの推移を注視しつつ、運行事業者をはじめ関係機関との協議や、利便性が高く効率的な運行の仕組みなど、土日・祝日の運行の可能性について検討してまいります。

○議長（大浦和博君） 牧野吉伸君。

○3番（牧野吉伸君） 答弁ありがとうございました。

人員や体制の確保、財政負担の点などから、土日・祝日の運行は現状では難しい

という、そういう答弁であったかと思います。

しかしながら、先ほども申しましたように、今後高齢化がますます進み、自家用車の移動手段を持たない高齢者だけの世帯が増えてくることを考えますと、何か解決策を探る必要があると思います。

土日・祝日でも高齢者は出かける必要がある場合もございます。土日・祝日だから出ないようにでは、高齢者の方は安心して生活をするができなくなります。

そこでお伺いいたします。土日・祝日にも運行できるような、ほかの自治体の先進的な取組はないのか、参考になるものはないのかということにつきましてお尋ねいたします。

○議長（大浦和博君） 石渡みらい創造課長。

○みらい創造課長（石渡貴教君） それでは、お答えいたします。

全国的に財政制約や人材不足が深刻化する中で、土日・祝日の移動手段をどのように維持・確保するかは共通の課題となっておりまして、解決に向けた新たな取組を進めている自治体も見受けられます。

先日、町長とともに京都府京丹後市を訪問しまして、同市の先進的な交通施策について学んでまいりました。

同市では、地域住民が自ら運転手となり、自家用車を活用して有償で運送を行う地域交通が導入されておりまして、土日や祝日も含めた運行体制が構築されておりました。

そのほかにも、ＡＩ技術を活用して複数のルートや乗車希望を自動で最適化し、車両の稼働効率を向上させることで、追加の人員を最小限に抑えつつ、土日・祝日の運行を実現している自治体、また地域のＮＰＯや社会福祉協議会と連携し、登録ボランティアによる休日運行を組み合わせることで、年間委託費を削減しつつ、休日のニーズに対応している自治体がございます。

さらには、複数の自治体が連携しましてデマンド型交通を運行し、休日の稼働不足やドライバー不足を相互に補いながら解消している事例なども見受けられます。

自治体によりまして地域の事情や住民ニーズはそれぞれ異なりますが、こうした先進的な取組を参考にしながら、今後の交通施策の検討に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大浦和博君） 牧野吉伸君。

○ 3 番（牧野吉伸君） 答弁ありがとうございました。

ぜひそのような先進的な取組を参考にいただきまして、土日・祝日であっても高齢者の方が安心して出かけることができるシステムを構築していただきたいと思います。

1 つ目の質問については、以上で終わらせていただきます。

2 つ目の質問としまして、少子化で今後児童数の大きな減少が見込まれる町内の小学校の教育について質問をさせていただきます。

近年の少子化の中で、町内の新生児の出生数は減少の一途をたどっております。

昨年の令和 7 年度に生まれた町内の 0 歳児の人数は、住民基本台帳のデータによれば 3 2 人となっています。これは小学校の学級編制基準である 3 5 人に満たず、町内の全 0 歳児が小学校 1 年生になったとき、仮に全員を一つの学校に集めたとしても 1 クラスしかできないと、そういう可能性が高いということになります。

各小学校区ごとの令和 7 年度に生まれた 0 歳児の人数を見ますと、南条小学校校区で 1 8 名、湯尾小学校校区で 3 名、今庄小学校校区で 7 名、河野小学校校区で 4 名となっております。

また、現在 0 歳児から 5 歳児までのお子さんたちが小学校に在籍する 6 年後、すなわち 2 0 3 2 年の各小学校の全校児童数の見込みを住民基本台帳から数えますと、南条小学校は 6 年後の見込み全校児童数 1 7 5 名です。令和 8 年度の南条小学校の児童数が 2 5 4 名ですから、現在よりも 8 0 名近く減る見込みとなります。

湯尾小学校の場合ですと、6 年後の見込み全校児童数は 3 9 名。現在の全校児童数が 6 2 名ですから、2 3 名の減。どの学年も 1 0 名を切る人数になる可能性が高いです。2 つ以上の学年で編成する複式学級の編成基準が 2 学年合わせて 1 6 人、ただし 1 年生を含む場合は 8 人となっておりますから、湯尾小学校の場合ですと複式学級が多くなる見込みです。

今庄小学校の場合ですと、6 年後の見込み全校児童数 4 7 名。現在の全校児童数が 5 8 名ですから、1 1 名の減。今庄小学校もどの学年も 1 0 名を切る人数となり、複式学級が多くなる見込みです。

河野小学校の場合ですと、6 年後の見込み全校児童数は 1 4 名。現在の全校児童数が 3 0 名ですから、半分以上の 1 6 名の減となります。どの学年も 5 名以下の見込みです。現在と同じように、ほとんどの学年が複式学級となる見込みです。

今申し上げました数字は 2 0 2 6 年 3 月 3 1 日現在の住民基本台帳を基にしたものであり、実際には転出や転入、また諸事情によりほかの学校に入学するという場合もございますので、あくまでも現時点での見込み人数ということになりますが、

それにしましても各小学校の児童数が大きく減少するのは間違いないだろうと思われます。

このような将来の予測を見ますと、うちの地区に小学校は存続できるのか、そんな少ない人数で友達も少なく、子どもたちの教育は大丈夫なのかという不安を持つ町民の方も多いのではないかと思います。

そこでお伺いをいたします。5年後、6年後のそう遠くない未来に、町内の各小学校の人数が大きく減少し、南条小学校以外は複式学級になる学年が多くなる可能性が高い状況で、町としてこれからの小学校の在り方や教育の進め方をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

○町長（仲倉典克君） それでは、牧野議員の小学校の在り方についてのご質問にお答えをしたいと思います。

本町の出生数は年々減少しており、小学校の児童数も10年前に比べておよそ25%減少いたしております。

そのような中、町では複式学級解消のための講師を独自で配置しているほか、個別指導の充実や学校行事での個々の活動場面の保障など、過小規模校のメリットを最大限に生かした学校教育活動を展開してきており、今後も生活や教育の面で十分に成長できる教育を進めております。

さらには、小学校は教育活動のみならず、地域コミュニティの核であり、先人が蓄積をしてきた価値観や知識を次世代へと伝承し、地域のシンボルとして地域文化の形成や地域住民の連携の基盤となる極めて重要な存在であります。

地区から子どもたちが、小学校がなくなるということは、地域の活力衰退に拍車をかけるだけでなく、移住・定住の妨げになる要因になるなど、地域存続に向けても大きな、重大な問題となります。

そのため、過小規模校となっても、その地域に子どもたちがいる限り、学校を存続させていきたいと考えております。

○議長（大浦和博君） 牧野吉伸君。

○3番（牧野吉伸君） 答弁ありがとうございました。

私も町長の意見と全く同じ考えで、小学校は地域コミュニティの核であり、地域にとっては極めて重要なものであると思っております。子どもたちがいる限り、学

校を存続させていきたいというご答弁をいただき、大変安心いたしました。

しかしながら、今後の大きな課題として、少人数のクラスや学校でどのように教育を進めるかという課題がございます。今以上に学校間の交流を進めて、例えば同じ授業を受けたり、また一緒に遊ぶ経験を増やすことで、多くの友人と多様な人間関係をつくっていけるよう準備する必要があるかと考えております。

また、町が独自に雇用していただいている複式解消講師の確保も大変大きな課題になるかと思えます。南条小学校以外は複式学級が多くなる予測ですから、今以上の相当数の複式解消講師の確保が必要となってまいります。

教員の成り手不足が問題となる中、果たして複式解消講師が必要数確保できるのか、大変大きな課題だと考えております。

5年後、6年後といいますと、本当にすぐにやってまいります。現在の複式学級が存在する河野小学校だけでなく、湯尾小学校や今庄小学校でも複式学級が多くなるというのは、子どもたちにとっても、教職員にとっても保護者の方にとっても大変大きな変化だと思います。

ぜひ今のうちから学校現場や保護者、地域の方々も交えながら、しっかりとした計画と準備を進めていただきたいと思います。

以上で、2つ目の質問については終わらせていただきます。

それでは最後、3つ目の質問として、教育委員会の事業として行っている中学校2年生のキャリアチャレンジ14について質問をさせていただきます。

まず、教育委員会がキャリアチャレンジ14を行う意義は何なのかについてお尋ねいたします。

平成20年、2008年から町教委の事業として中学生の職場体験学習、すなわちキャリアチャレンジ14が毎年行われてきました。今年も夏休み中に中学2年生の生徒がキャリアチャレンジ14を行っております。

キャリアチャレンジ14が始まった平成20年当初は、町内にも3つの中学校があり、町教委が事業を行うことで、町内のどの中学校でも同じ内容の職場体験学習が行えるということで大変意義があったと思います。

しかしながら、令和4年度より町内の中学校は、統合により南越前中学校1校のみとなりました。県内外のほとんどの中学校では学校独自に職場体験学習として行っている中で、南越前町では町教委が行っております。学校だけの裁量で進めることもできない部分があるのではないかと感じております。

また、昨年からは町教委の新規事業としまして、中学3年生を対象とした子ども議会も開催されるようになりました。さらには、今年から中学校1年生を対象とした台湾台南市白河国民中学校との交流事業も始まったと聞いております。

生徒や学校への負担が大きくなっているのではないかと危惧しております。

そこでお伺いいたします。県内外のほとんどの中学校が職場体験学習を学校独自の活動として行っている中で、南越前町では教育委員会が行う意義、これは何なのかについてお尋ねいたします。

○議長（大浦和博君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤為之君） 牧野議員の教育委員会がキャリアチャレンジ14を行う意義は何なのかというご質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思います。

教育委員会では、義務教育9か年を通して、山・海・里の地域資源を最大限に生かし、郷土愛の醸成を図るとともに、未来に向けて夢と希望を育む計画的かつ系統的な「地域とつながる 人とつながる 自分の未来とつながる南越前町のふるさと教育」プログラムを学校長と協議を重ね、本年3月に策定をいたしました。

これは、子どもたちが南越前町のよさや課題を見極め、中学卒業後も自分の町への関心を持ち続け、この町の未来をつくる当事者として関わり続けてほしいという願いを込めているものであります。

このプログラムに基づきまして、中学1年生は台湾台南市白河国民中学校との国際交流事業を、中学2年生はキャリアチャレンジ14を、中学3年生は子ども議会を実施をしております。

キャリアチャレンジ14事業の実施に当たりましては、町内事業所に対する事前の受入れ調査や受入れ依頼、それに基づく受入れ事業所の調整やリストの作成をはじめ、送迎バスの運行管理、お礼状の作成やアンケートの作成と集計など、多岐にわたる調整や事務作業が必要となっております。

このような中で、学校が独自に本事業を行うことは、過度な事務的負担が生じるため、中学校と教育委員会事務局が協働して当該事業を展開することにより、学校の事務的負担の軽減を図っているところであります。

○議長（大浦和博君） 牧野吉伸君。

○3番（牧野吉伸君） 答弁ありがとうございました。

先ほども申しましたように、ほとんどのほかの中学校は、学校独自に職場体験学習を行っております。逆に、教育委員会が間に入ることによって、学校の考えや生徒の希望、保護者の願いがストレートに反映しにくくなる面もあるのではないかと考えております。

また、ここ2年の間に新規事業として、子ども議会、台湾台南市白河国民中学校との交流事業という2つの事業が新たに入っていました。スクラップアンドビルドで、なくす事業があってもよいのではないかと考えております。学校の意見も聞きながら検討していただきたいと考えております。

では次に、キャリアチャレンジ14の活動実施日数の変更についてお伺いいたします。

平成20年、2008年にスタートしましたキャリアチャレンジ14の活動実施期間は、当初5日間で、生徒は5日間の職場での体験を経験してきました。しかしながら、この5日間という期間については長過ぎるという声が各方面から上がっていたために、令和元年度にキャリアチャレンジ14を実施した後の実行委員会で、活動実施期間を5日間から3日間に変更する提案がなされ、承認されました。その際の理由としては、教育委員会からいただいた当時の資料の文章には、①事業所アンケートの結果から、②生徒にとっての理由から、③学校にとっての理由からの3つの理由が述べられております。

1つ目の事業所アンケートの結果では、当時の受入れ事業所44事業所のうち、負担に感じていると回答した事業所が13事業所もあったこと。また、4事業所が次年度からの受入れを辞退する申出があったことです。受入れ事業所の3分の1近くが負担に感じていると回答しております。

2つ目の生徒にとっての理由では、希望に合わない事業所での活動となった生徒が多かったこと。また、猛暑の中での活動で、生徒の健康面を心配する理由が挙げられております。

また、3つ目の学校にとっての立場でも、事前・事後の学習も含めるとかなりの日数がかかっているという理由と、部活動で3年生が引退した後の中心となるべき2年生が5日間部活動に参加できないのは大変厳しいという意見が述べられています。

以上のような理由で、令和元年度の終わりにキャリアチャレンジ14の活動実施期間を5日間から3日間に減らすという決定がなされました。校長先生方の協議の場である校長会でも詳細な説明が行われたということを聞いております。

しかしながら、コロナ禍が始まったために、翌年の令和2年度から令和4年度までは中止となりました。令和5年度、令和6年度は再開され、3日間の内容でキャリアチャレンジ14が行われました。ところが、昨年の令和7年より5日間の内容に再び変更となりました。

そこでお伺いいたします。事業所アンケートや生徒の安全面、学校の考え等で3日間に変更したものを、なぜ再び5日間に戻すことになったのか、その理由をお聞

かせください。

また、その決定に当たって、どのような協議や説明がなされたのかについても伺いいたします。

○議長（大浦和博君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤為之君） 牧野議員の活動実施期間が令和7年度から5日間に戻された、その変更理由についてお答えをさせていただきたいと思います。

令和7年度からの実施期間の変更に当たっては、令和5年度、令和6年度の活動の成果について検証を行い、その結果、令和元年度まで行っていた5日間での活動のほうが、職場体験を行うことにとどまらず、地域の方々とのコミュニケーションを通じてふれあいや温かい心の交流がより深いものとなっており、子どもたちの成長において大変有意義であるという判断になったからであります。

また、5日間に変更するに当たっては、学校における事務的負担を考慮し、教育委員会事務局が従来どおり、事業所との調整や送迎バスの運行管理など中核的な事務を一元的に担うことで、中学校が生徒へのきめ細やかな指導に注力できるよう、連携を図りながら行うということを前提にしまして、その実施方法について、学校長や教頭、学年主任と教育委員会事務局が協議した結果、特に異論なく決定に至ったという経緯であります。

5日間実施することによる具体的な成果といたしましては、次のような調査がございます。

全国学力・学習状況調査の生徒質問紙の中に、「将来の夢や目標を持っていますか」という項目がありまして、「持っている」と答えた生徒の割合は、3日間実施時の令和6年度調査では58.8%でありました。それに対しまして、5日間の実施を経験した令和8年度調査においては74.1%へと大幅に上昇し、本事業が持つ意味が数字の面からも改めて実証されたものと捉えております。

中学校の教育課程の中で、将来の夢や目標を持つことについて深く考え、実体験できる学習の場として5日間行うことにこそ、真の意味と価値があると解釈をしております。

さらに今年度、受入れ事業所の中には、5日間実施することは後進の育成に大変有意義であると評価し、次年度の受入れ人数を増やしたいとの意向を示されているところもあり、地域課題の解決にも関わるという新たな側面も見いだしております。

キャリアチャレンジ14事業の実施に関しましては、未来に向けて夢と希望を育み、将来に向けて見通しを持って主体的に進路を選択できるような資質能力を育む

事業として、生徒の健康安全面や学校の過重な負担について考慮しつつ、学校や事業所との密接な連携を図りながら展開できるよう、熟慮してまいりたいと考えております。

○議長（大浦和博君） 牧野吉伸君。

○3番（牧野吉伸君） 答弁ありがとうございました。

先ほども申しましたように、令和元年度時に3日間に減らす決定をした際の文書には、その理由として、①事業所の負担、②生徒の安全面、③学校の負担の3つが述べられています。

その3つの理由が解決できなければ、活動実施期間を3日間から5日間に戻すという決定はあり得ないと考えております。

1つ目の事業所の負担感、これにつきましては、令和元年時に受入れ事業所が44事業所あったものが、今年8月号の町広報誌に載っていた紹介記事の事業所数を数えますと、34事業所となっております。10事業所もさらに減少したことになります。

2つ目の生徒の安全面、猛暑は年々ひどくなっております。生徒の安全面への心配は増すばかりです。

3つ目、学校の負担、これは3日間で行うほうが、仮に体験を火曜日、水曜日、木曜日と3日間で行うことで、月曜日を直前の指導に、金曜日を直後の指導に充てることで1週間で終わらせることができます。ところが5日間ですと、丸々1週間子どもたちは活動を行いますので、その前の週に直前の指導、終わった翌週に直後の指導ということで、かなりの時間が指導のために必要となってまいります。

こういったことを考えますと、令和元年時に3日間に減らす決定をした際の3つの理由はクリアできていないのではないかと考えます。どういう成果検証を行ったら、3日間よりも5日間のほうがよいという判断になるのか、私には理解に苦しみます。

先ほどの答弁で、教育長は全国学力・学習状況調査の「将来の夢や希望を持っていますか」という問いに対して、「持っている」と回答した生徒の割合がキャリアチャレンジ14を5日間実施した令和8年度では大幅に上昇したという答弁をされました。しかし、この質問、キャリアチャレンジ14を5日間実施した結果でそれが改善したとどうして言えるのでしょうか。ふだんの学校の取組をはじめとした様々な要因の結果で、複合的にその数値が上昇したと考えるのが一般的ではないかと思っております。

ぜひ教育委員会におかれましては、きちんとした検証を行っていただき、学校や事業所との協議をしっかりと行い、また、保護者へもしっかりした説明をして物事を進めていただくことをお願いするとともに、何よりも子どもの安全を最優先で考えて判断していただきますようお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

○町長（仲倉典克君） 1点確認をさせてください。

先ほど牧野議員の質問の中に、子ども議会が学校や生徒への負担になっているのではないかという、そういうご指摘がございました。

もしそれであるのであれば、次年度以降の開催というものもやっぱり慎重に検討していかなきゃいけないんだろうと思います。

これは議会でありますから、恐らく牧野議員が想像でものを言っているのであれば、これは問題だと思いますけれども、恐らく学校のいろいろな調査を基に今日は発言をいただいていると思いますので、その発言の根拠について、しっかりとここで明確にしていただかないと実りある議論にはなりませんから、その辺の客観的な発言に至った経緯、どういう調査を行ってそういう発言をされたのか、それについて説明してください。

○議長（大浦和博君） 牧野吉伸君。

○3番（牧野吉伸君） 子ども議会がそういう学校の負担、子どもの負担になっているということを自分は申し上げたつもりはございません。

新規事業としまして、今までのキャリアチャレンジに加えて子ども議会、それから台湾白河区の交流事業、こういったことが、ここ2年の間に新たに入ってきているということで、学校のほうの負担感、これは増しているのではないかと考えております。

といいますのは、自分は昨年、学校のほうに在籍をいたしておりました。そういった中学校のほうで勤務する中で、そういった教職員からの声、そういったものを聞いていたのも事実でございます。

以上になります。

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

○町長（仲倉典克君）学校の教職員からそういうお声を聞いたということですので、これはやっぱり現場の声として、私どももしっかりとやっぱり把握しておかなきゃいけないだろうと思います。

私もこの事業、子ども議会、この事業は私たちの町にとっても、そしてまた子どもたちにとってもすばらしい事業だと私は今まで思ってきましたので、もしそれが学校側に負担を強いているという現状があるのであれば、しっかりとその状況を私も学校に調査をした上で、次年度の開催について検討すべきなんだろうと思います。

私も長く議員活動をしていました。その中で、議会ですから、議会で発言される以上は正確な情報に基づいて、そういったものを根拠にしっかりとやっぱり発言をしていただくという姿勢がなければ実りある議論になりませんので、そういったところを、特にこの子ども議会というのは、我々行政だけでなく、議会全体も一緒に取り組んできた事業でありますから、それを否定してしまうということになると、私はこれ、議会の在り方とかそういったところにもしっかりとまた議論すべきところにつながってまいりますので、私からの希望でありますけれども、議長さん、議会としても子ども議会というものの存在意義、そしてまた、子どもたちにとっていいのか悪いのか、そしてまた、本当に先生たちの負担になっているのか、子どもたちにとっても負担を強いられているのか、しっかり調査をして、一つの一本化した方針をぜひ立てていただきたい、私から要望だけしておきます。

以上です。

○議長（大浦和博君）牧野吉伸君。

○3番（牧野吉伸君）誤解のないように申し上げますと、私も決して子ども議会や、それから台湾との交流、そしてキャリアチャレンジをやめてほしいという、そういうことを申し上げているわけではございません。

それぞれやはり意義、成果、様々なものがございまして、そういったものをよく検証して、そして学校側や保護者、生徒とのしっかりと連絡や協議を行った上で物事を進めていただきたいということを申し上げて、終わりとさせていただきます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大浦和博君）これにて牧野吉伸君の質問を終わります。

次に、

1. 公共施設等総合管理計画の改定を見据えた子ども・子育て関連施設のあり方について

1. 持続可能な水道事業に向けた今後の経営について

4 番 高谷直樹君。

〔4 番（高谷直樹君）登壇〕

○4 番（高谷直樹君）最後の質問者となります。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、公共施設等総合管理計画の改定を見据えた子ども・子育て関連施設のあり方についてと持続可能な水道事業に向けた今後の経営についての2つ、分割方式で質問させていただきます。

まず、公共施設等総合管理計画の改定を見据えた子ども・子育て関連施設のあり方について伺います。

本町の児童館や保育園などの子ども・子育て関連施設の中には、築約40年の施設が幾つかございます。築40年経ったら建て替えなければならないという法律上の決まりがあるわけではありませんが、公共施設の今後を考える上では、重要な節目になるのではないかと考えます。

築40年を超えますと、屋根・外壁、給排水設備など、建物や設備の老朽化が進む時期となります。そうなりますと、単純な修繕だけではなくて、大規模な改修によって長寿命化していくのか、また建て替えるのか、あるいは施設の機能を他の施設に集約していくのか、将来を見据えて比較検討することが必要となってきます。

一方、今年度は公共施設等総合管理計画の改定が予定されています。将来の人口減少や財政状況、施設の利用状況などを踏まえ、今後の公共施設の適正配置について検討することが重要な課題となります。

特に、児童館や保育園などの施設は、子どもの安全・安心に直結する施設であります。そのため、単に施設を減らすという視点ではなく、子育て世代が安心して暮らせる環境をどのように維持していくのかという視点が必要だと考えます。

また、施設の集約や機能の変更によって、これまでの地域の方々と幼児・児童の子たちが交流してきた大切な機会が失われることがないかという点についても十分に考慮する必要があると思います。

そこで、現在進められている公共施設等総合管理計画の改定における子ども・子育て関連施設の今後の方向性について伺います。

築40年というのは、そろそろ施設の将来を具体的に考えるべき時期であると考えます。その際には、築年数だけではなくて、今後の子どもの数や地域人口の推移、施設の利用状況、維持管理・改修に要する費用、さらには地域における施設の役割

などを総合的に踏まえ、維持・長寿命化・建て替え・機能の集約化などを判断していくことが必要であります。

まず、1つ目の質問です。

町として、これらの施設の今後の方向性を判断するための一定の基準や考え方を持っているのかを伺います。

次に、2つ目の質問です。築約40年の児童館や保育園について、町では施設の老朽化の現状を建物本体だけではなくて、給排水・空調・電気設備などの劣化状況も含めてどの程度確認・把握しているのでしょうか。また、今後必要となる改修の時期や費用について、一定の見通しを立てているのかを伺います。

以上、2つの質問について、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君） それでは、高谷議員の公共施設等総合管理計画改定における公共施設の方向性についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

本町では、建築後40年以上が経過した施設が増加し、各地域で合併前に整備された同種・類似施設も複数存在していることから、公共施設全体のあり方について抜本的な見直しが必要な時期を迎えております。

著しい人口減少や少子高齢化により、公共施設の利用需要も大きく変わってきており、また厳しい財政運営が見込まれる中、公共施設の適正な配置を図る必要があります。

このため、今回の計画改定では温泉施設や宿泊施設などの類似施設、また老朽化が進む児童福祉施設などについて集約化や多機能化、廃止を含めた今後の方向性を整理し、来年2月から3月を目途にお示しをしたいと考えております。

子ども・子育て関連施設の今後の方向性については、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（大浦和博君） 窪田こども・子育て応援課長。

○こども・子育て応援課長（窪田靖子君） 引き続き、私より、子ども・子育て関連施設の老朽化や給排水等の劣化の把握と改修等の時期や費用について、次に、施設の方向性を判断する基準と関連施設の将来像の順に説明させていただきます。

まず、本町における建築から約40年が経過した児童館や保育園などの子ども・

子育て関連施設は、南条児童館の旧南条保健センター部分が築４１年、湯尾保育所及び今庄児童館が築３９年となっております。いずれも今後の改修の時期等についての見通しは立てておりませんが、老朽化による修繕を適時行っております。現在、南条児童館及び湯尾保育所は大きな不具合はありませんが、今庄児童館は給水設備の一部に不具合があり、水道の使用制限を行っております。

次に、改修や廃止などの方向性を判断するに当たりましては、施設の立地、地域での役割、修繕状況、将来人口、子ども・子育て会議を含む住民の皆様からの意見などを基準とし、公共施設等総合管理計画の改定と整合性を図りながら、子ども・子育て関連施設の将来像について、年度内を目途に方向性を出せるよう検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（大浦和博君） 高谷直樹君。

○４番（高谷直樹君） ご答弁のほどどうもありがとうございます。

現在、精査が行われている公共施設等総合管理計画の改定では、これまでの継続ありきから公共施設の適正な配置、または施設の集約、多機能化へと方向性が見直されると理解いたしました。

著しい人口減少や少子高齢化による公共施設の利用需要の変化、厳しい財政運営を考えれば難しい判断ではありますが、致し方ないところだと私は思っております。

しかし、児童館や保育園などの施設は子どもの安全・安心に直結する施設ですし、地域の中の役割というものも大切な視点ですので、どうか利用者や関係者の方々の意見を大事にしていただきたいと思います。

また、今庄児童館では現在、水道の使用制限があるということですが、いろいろな行事活動に支障がないよう、町のほうでも対策のほうをよろしく願いいたします。

次に、持続可能な水道事業に向けた今後の経営について伺います。

先々月の７月３日の福井新聞に、県内市町の水道事業についての記事が掲載されていました。その記事を読まれて、多少の不安を感じた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

その記事によりますと、水道料金収入で給水にかかる費用などをどの程度賄えているのかを示す料金回収率について、本町は４７．６６％で、県内１７市町の中で最も低い水準となっております。一方で、水道料金は３，４６５円で、県内でも２番目に高く、県内平均は２，６３６円となっております。

つまり、本町では、水道料金が県内でも高い水準にある一方で、その料金収入だけでは給水に係る費用を十分に賄えていないという状況にあります。

この数字を見る限り、現在の水道事業は、今後の人口減少や施設の老朽化を考えた場合、経営上の大きな課題を抱えているのではないかと考えます。

そこで、まず現状について伺います。

1つ目の質問です。本町の料金回収率が47.66%と県内で最も低い水準となっている一方、水道料金は県内でも高い水準となっているこの現状について、町ではどのように認識しているのでしょうか。

また、本町の水道料金が県内で高い水準となっている主な要因は何なのか。そして、料金回収率が低い要因について、どのように分析しているのかを伺います。

次に、人口減少を踏まえた今後の経営について伺います。

今後人口減少が進めば、水道の使用量や料金収入が減少していくことが予想されます。一方で、水道管や浄水施設などの水道施設については、老朽化に伴う更新や維持管理が必要となります。利用者が減少して料金収入が減っていく一方で、施設を維持・更新するための費用は必要となることから、現在の水道料金体系のまま、将来にわたって安定した水道事業を維持していくことは容易ではないのではないかと考えます。

そこで、2つ目の質問です。今後、老朽化した水道管や水道施設の更新、耐震化などに必要となる費用について、町ではどの程度の規模を見込んでいるのでしょうか。また、将来の水道料金の改定の必要性について、町ではどのように考えているのかを伺います。

次に、持続可能な経営に向けた取組について伺います。

持続可能な水道事業を維持するためには、料金改定だけではなく、経費削減や施設の統廃合、維持管理方法の見直し、また民間活力の活用なども検討する必要があると考えます。

そこで、3つ目の質問です。水道事業において、国のほうも導入を進めているウォーターPPPといわれる官民連携を強化する仕組みの活用も含め、経営の効率化や施設の統廃合、維持管理方法の見直しについて、町ではどのような検討を行っているのかを伺います。

最後に、広域連携についてですが、人口減少や施設の老朽化、技術職員の確保などの課題は、本町だけではなくて近隣自治体にも共通する課題であります。

そこで最後、4つ目の質問であります。県のほうでも検討を進めているようですが、水道事業の広域化や近隣自治体との施設・維持管理業務の共同化について、町では今後どのような考えをお持ちなのかを伺います。

以上、4つの質問について、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（大浦和博君） 仲倉町長。

○町長（仲倉典克君） それでは、高谷議員の持続可能な水道事業に向けた今後の経営についてのお尋ねに答弁をさせていただきます。

水道は、現代の生活に欠くことのできない重要なインフラであり、そのサービスの維持とともに、料金も町民の皆さんの生活に直結するものであると考えております。

一方で、水道事業は日本では自治体による公営企業として運営をされており、給水に必要な費用は料金収入で賄うのが原則です。この原則に照らすと、現在の料金回収率が5割を下回る水準にあることは、非常に厳しい状況であることは認識いたしております。

このような状況となっている主な要因としては、広範囲に集落が点在しているという地理的要因が挙げられます。給水人口に対して管路の総延長が非常に長く、また、必要となる浄水場も多いことから、効率的な配水が難しく、維持管理に要する費用が必然的に高くなっており、水道料金としてお願いしている以上に費用を要しているのが現状であります。

今後はさらなる人口減少や物価等の高騰が見込まれることから、抜本的な経営基盤の強化が必要であると認識をいたしております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（大浦和博君） 中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村公一君） それでは、私のほうから、その他の質問の詳細についてお答えいたします。

水道管及び浄水施設等の更新・耐震化に必要な費用につきましては、本町が策定した水道事業の経営戦略に基づき試算しますと、年間約3億7,000万円、令和9年度から令和17年度までの9年間で33億円規模の膨大な事業費が必要になると見込んでおります。

また、水道料金については、経営の効率化や経費の削減に最大限努めておりますが、現行の料金体系のまま事業を維持していくことは明らかに困難な状況にあります。

将来にわたり、安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、現在、上下水

道料金検討委員会において、適正な料金水準についての検討を始めたところでございます。今後は、委員の皆様からのご意見を伺いながら、慎重かつ客観的に検討を進め、年内をめどに方向性を決定してまいりたいと考えております。

次に、経営の効率化、施設の統廃合、維持管理方法の見直し等についてでございます。

これらについては、水道ビジョンの策定や3年ごとの見直しの中で施設の統合や廃止などの可能性を精査し、将来的な維持管理コストの抑制を図ることを検討してきております。

また、国が導入を進めていますウォーターPPPについては、今年度行っています導入可能性調査において、その効果や課題について検討を進めているところでございます。

最後に、水道事業の広域化や近隣自治体との維持管理業務の共同化等による今後の考え方については、現在、県が事務局となり、福井県上下水道広域連携基本計画の策定に向けた検討が進められております。

本町といたしましては、広域化による経営の効率化及び施設統合によるコスト削減といったメリットが考えられる一方で、費用負担割合や住民サービスの低下といった懸念についても十分検討する必要があると認識しております。

今後は、これらの条件を精査した上で、町にとって最も有益な方向へ進めていきたいと考えております。

○議長（大浦和博君） 高谷直樹君。

○4番（高谷直樹君） ご答弁ありがとうございました。

8月の町の広報誌にも、上下水道事業の経営戦略についての特集がありました。

その厳しい数字を改めて確認し、本町の水道事業を取り巻く厳しい現状を確認するとともに、将来にわたって持続可能な水道事業をどう維持していくのかを改めて考える必要があると感じました。

水道事業は住民の命と暮らしを支える、なくてはならない社会基盤であります。厳しい経営環境ではありますが、ぜひ将来を見据えた持続可能な水道事業の構築に向け、着実に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大浦和博君） これにて高谷直樹君の質問を終わります。

閉 議

○議長（大浦和博君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0 時 0 8 分〕

第 3 号 9 月 1 4 日 (月)

出席議員 (敬称略) 1 2 名

1 番 清 水 明 菜	2 番 宮 本 謙 太 郎	3 番 牧 野 吉 伸
4 番 高 谷 直 樹	5 番 谷 口 善 治	6 番 高 橋 宏 介
7 番 山 本 徹 郎	8 番 坪 川 伸 理	9 番 城 野 庄 一
10 番 大 浦 和 博	11 番 熊 谷 良 彦	12 番 喜 村 喜 代 治

欠席議員 (敬称略) なし

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名 (敬称略)

町 長 仲 倉 典 克		
副 町 長 松 村 仁 史		
総 務 課 長 初 一 剛	みらい創造課長	石 渡 貴 教
町民税務課長 布 川 名 都 子	こども・子育て応援課長	窪 田 靖 子
健康福祉課長 嶋 田 高 士	観光まちづくり課長	中 西 典 健
農林水産課長 山 本 智 美	建設整備課長	中 村 公 一

(教育委員会)

教 育 長 齋 藤 為 之	事 務 局 長 谷 口 英 博
---------------	-----------------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 關 敏 宏	書 記 安 達 由 理
--------------	-------------

議事日程 (別紙のとおり)

会議に付した事件

- 議案第79号 令和8年度南越前町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第80号 令和8年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第3号)
- 議案第81号 令和8年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)
- 議案第82号 令和8年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第83号 令和8年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第84号 令和8年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第85号 令和8年度南越前町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第89号 史跡杣山城跡ガイダンス施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第91号 工事請負契約の締結について
- 議案第92号 工事請負変更契約の締結について

各常任委員長報告

- 議案第86号 令和7年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について
- 議案第87号 令和7年度南越前町水道事業会計決算認定について
- 議案第88号 令和7年度南越前町下水道事業会計決算認定について

決算特別委員長報告

- 議案第93号 工事請負契約の締結について

開 議
〔開会 午後 4時00分〕

○議長（大浦和博君）本日の出席議員数は12名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の資料のとおりです。これより、日程に入ります。

日程第1 議案第79号 令和8年度南越前町一般会計補正予算（第6号）から
日程第11 議案第92号 工事請負変更契約の締結についてまでの11議案を一括して議題といたします。

常任委員長の報告

○議長（大浦和博君）これらの案件につきましては、各常任委員会に付託し、すでに審査を終えておりますので、各常任委員長の報告を求めることにいたします。はじめに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員長 6番 高橋宏介君。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（大浦和博君）高橋宏介君。

〔総務文教厚生常任委員長 登壇〕

○6番（高橋宏介君） 総務文教厚生常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において付託されました案件審査のため、9月8日に委員会を開催いたしました。

付託を受けました、議案第79号 令和8年度南越前町一般会計補正予算（第6号）のうち、総務文教厚生常任委員会に関わる分から議案第83号 令和8年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5議案、議案第89号 史跡杣山城跡ガイダンス施設の設置及び管理に関する条例の制定について並びに議案第91号 工事請負契約の締結についておよび議案第92号 工事請負変更契約の締結についてまでの2議案につきまして関係理事者の出席を求めて、所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査結果であります。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を

終わります。

〔総務文教厚生常任委員長 降壇〕

○議長（大浦和博君）これにて、総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。
これより、報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大浦和博君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 4番 高谷直樹君。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（大浦和博君）高谷直樹君。

〔産業建設常任委員長 登壇〕

○4番（高谷直樹君）産業建設常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において付託されました案件審査のため、9月9日に委員会を開催いたしました。

付託を受けました、議案第79号 令和8年度南越前町一般会計補正予算（第6号）のうち産業建設常任委員会に関わる分、議案第84号 令和8年度南越前町水道事業会計補正予算（第2号）および議案第85号 令和8年度南越前町下水道事業会計補正予算（第2号）ならびに議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査結果であります。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

〔産業建設常任委員長 降壇〕

○議長（大浦和博君）これにて、産業建設常任委員長の報告を終わります。
これより、報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大浦和博君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（大浦和博君）これより、議案第79号 令和8年度南越前町一般会計補正予算（第6号）から議案第85号 令和8年度南越前町下水道事業会計補正予算（第2号）までの7議案を一括して、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大浦和博君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第79号から、議案第85号までの7議案について各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（大浦和博君）起立全員です。

よって、議案第79号から、議案第85号までの7議案は常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第89号 史跡杣山城跡ガイダンス施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから議案第92号 工事請負変更契約の締結についてまでの4議案を一括して、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大浦和博君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第89号から、議案第92号までの4議案について各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（大浦和博君）起立全員です。

よって、議案第89号から、議案第92号までの4議案は各常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

特別委員長の報告

○議長（大浦和博君）次に、日程第１２ 議案第８６号 令和７年度南越前町各会計歳入歳出決算認定についてから、日程第１４ 議案第８８号 令和７年度南越前町下水道事業会計決算認定についてまでの３議案を一括して議題といたします。

これらの案件につきましては、決算特別委員会に付託し、すでに審査を終えておりますので、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長 ６番 高橋宏介君。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（大浦和博君）高橋宏介君。

〔算特別委員長 登壇〕

○６番（高橋宏介君）決算特別委員会よりご報告いたします。今期定例会において付託されました案件審査のため、９月８日から１１日までの４日間にわたり委員会を開催いたしました。

付託を受けました、議案第８６号 令和７年度南越前町各会計歳入歳出決算認定についてから、議案第８８号 令和７年度南越前町下水道事業会計決算認定についてまでの３議案につきまして、関係理事者の出席を求めて、所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査結果であります。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

〔決算特別委員長 降壇〕

○議長（大浦和博君）これにて、決算特別委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大浦和博君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（大浦和博君）次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大浦和博君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第 86 号から、議案第 88 号までの 3 議案について、決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（大浦和博君）起立全員です。

よって、議案第 86 号から、議案第 88 号までの 3 議案は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

追 加 議 案 の 上 程

○議長（大浦和博君）次に、日程第 15 議案第 93 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提 案 理 由 の 説 明

○議長（大浦和博君）仲倉町長より、提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（大浦和博君）仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君）それでは、本日、追加提案をいたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

提案いたしました議案は、工事請負契約の締結に関するものが 1 件であります。

議案第 93 号は、予定価格が 5,000 万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

杣山トンネル照明施設更新工事について工事請負契約を締結いたそうとするものであります。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

質 疑

○議長（大浦和博君）これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、町長から提案理由の説明がありました、議案第 93 号 工事請負契約の締結についてに対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大浦和博君）質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（大浦和博君）次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大浦和博君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

○議長（大浦和博君）これより、採決を行います。議案第93号 工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（大浦和博君）起立全員です。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（大浦和博君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

閉会にあたり、仲倉町長より発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（大浦和博君）仲倉町長。

〔町長（仲倉典克君）登壇〕

○町長（仲倉典克君）令和8年9月定例議会の終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げます。

本定例議会の初日に私どもが提案をさせていただきました、令和8年度補正予算の他、決算認定など14議案および本日追加提案をさせていただいた1議案の合計15議案の全てを可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問をはじめとする議員各位からのご意見につきましては、誠意をもって真摯に対応をさせていただきたいと思っております。

今後も、すべての町民の皆さまが夢と希望を持ち、安心して笑顔で暮らせるまち

づくりを着実に進めるとともに、一人ひとりの声にしっかりと耳を傾けながら、将来にわたって住み続けたいと思える魅力のある町の実現に全力で取り組んでまいります。

議員各位のご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申しあげまして、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長（仲倉典克君）降壇〕

○議長（大浦和博君）閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、それぞれの立場から熱心なご審議をいただき、また理事者各位には誠意あるご説明とご答弁を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

朝夕の心地よい風とともに、実りの秋を迎える季節となりました。皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただきなお一層のご活躍を祈念いたしまして閉会の挨拶といたします。

これをもちまして、令和８年９月南越前町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 ４時１６分〕